

一般財団法人設立に係る市の出資について（原案）

市民及び各種団体や事業所関係者の防災意識の高揚と災害対応力の向上を図り、減災社会の推進を目的として、一般財団法人を設立します。

〔法人の概要〕

1 設立する法人の名称

「一般財団法人 石狩市防災まちづくり協会」とします。

2 設立時期

平成30年4月とします。

3 事業の概要

新たな組織では、これまで市と消防署で行っていた「自主防災組織の訓練」や「救急救命講習などの事業を行うだけでなく、高齢者や障がい者など、災害弱者への防火・防災指導等のきめ細かな対応や、各事業者や社会福祉施設、学校を対象とした防災事業を当協会が一元的に行うことにより、まち全体の災害に対する自助力・共助力向上の効率化を図っていきます。

また、市の災害対策本部と連携し、避難所への物資の調達・搬入を行うことなどを想定しており、石狩市の防災事業の推進に大きな役割を担うものと考えています。

4 事業の内容

（1）高齢者等の災害弱者の見守り事業

総務省消防庁の調べによると、2009年に建物火災で死亡した人のうち約9割が住宅火災によるものであり、住宅火災で死亡した要因として最も多いのが「逃げ遅れ」で、全体の約6割を占めており、高齢者の逃げ遅れを防止するためにも、住宅用火災警報器の設置を促進することが課題です。

新設する法人では、市の福祉担当部局や福祉関連団体と連携しながら、高齢者や障がい者宅を訪問して、住宅用火災警報器、消火器の設置の必要性や家具の転倒防止をはじめとする防火・防災に関する相談を受け、各家庭の防災機器等の設置が進むように手助けをするなど、高齢者等災害弱者の見守りを行っていきます。

（2）企業・事業所における防災訓練等の推奨

大規模地震をはじめとする自然災害等の危機的事象に対して、企業には人命安全の確保や事業継続のための迅速で的確な対応が求められています。

各事業所に対して救急救命講習や防災訓練等にかかるアドバイスやお手伝いを行うなど、事業所の防災意識の高揚と防災対応力の向上が図られる環境作りを進めてまいります。

(3) 企業・事業所における労災等事故防止対策

万が一事故が発生した場合には、死亡や重篤とならないように予防と事故後の適切な対応を行うことが重要であります。

企業や事業所における労災事故の防止や事故後の対処と救命措置などについて、関係機関・団体と連携を図って事故防止に向けた講習会等の開催を行っていきます。

(4) 社会福祉施設等の防火指導事業

各社会福祉施設等の火災予防や夜間一人体制下での火災発生時の対応策、寝具等を活用した救出方法や心肺蘇生、異物除去など実践的な訓練の体験をまじえた講習会を開催し火災予防の啓発を進めていきます。

(5) 小中高等学校における救命講習の推進

これまで一部の小・中学校や高等学校の生徒については、救急救命講習を実施してきておりますが、教育委員会や学校と協議を進め、一人でも多くの生徒たちが受講できる制度をつくり、市内の救急救命講習受講率の向上に努めていきます。

(6) 体験型防災訓練の実施

災害による被害を軽減するためには、市民一人ひとりが常に防火・防災に関心をもつとともに、日頃から自主防災の意識をもち、災害が発生した場合は、的確に対処できるような基礎知識を身につけておくことが大切になります。

そのためには、市民が「地震体験」「煙などの火災の体験」「消火器の使用体験」などができる機会が必要であり、防災まちづくり協会においてその場面作りを進めていきます。

(7) 災害対策本部との連携

災害時、避難所への備蓄品の配布調整などの支援を行なっていきます。

5 出資金及び出資構成

設立時における法人の基本財産は300万円とし、石狩市が100%出資します。

6 法人形態及び評議員・役員・監事の構成

- (1) 評議員会を設置し、評議員は3名以上6名以内とします。
- (2) 理事会を設置し、理事は3名以上7名以内とします。
- (3) 監事は、2名以内とします。
- (4) 評議員、理事、監事の任期は2年以内とします。

7 要員・人員計画

設立当初は、常勤理事1名、事務局職員3名、嘱託職員1名程度を予定しています。